

No.	質問	回答
1	自治体や企業のみならず、団体も宣言できますか	団体としても宣言することができます。自ら木造化や見える化に取り組みづらい場合でも、傘下の会員に宣言への参画を呼びかけていただくなど、宣言の趣旨に賛同いただける場合は、ぜひご検討ください。
2	個人でも宣言できますか	個人の宣言は想定していません。
3	宣言の方法を教えてください	本サイトの登録フォームに必要事項を入力いただくことで、宣言できます。なお、自治体や企業等の皆様が、宣言することを発表・PR(報道発表、記者会見、ウェブサイト、広報誌の掲載、店舗等への掲示等)いただけますと、さらに「森の国・木の街」づくりの発信につながります。ご協力よろしくお願いいたします。
4	宣言文を作成・提出する必要はありますか	宣言文については、本ウェブサイトに掲載している宣言を使用いただけます。また、独自の宣言文を作成いただくことも可能です。独自の宣言文を作成する場合は、①建築物等への木材利用、②木材利用の効果(*)の見える化の2点に取り組むことを明記の上、本宣言の趣旨の範囲内で作成いただくようお願いします。独自の宣言文を作成する場合には、林野庁に事前に宣言文をご提出願います。
5	宣言文を修正してもよいですか	質問4のとおり、独自の宣言文を作成することは可能です。
6	宣言に必要な書類はありますか	書類は必要ありません。宣言時には、法人であることを確認するため法人番号を入力してください。なお、法人番号を持っていない場合には、後日、登記事項証明等の提出や確認をさせていただく場合があります。
7	宣言するのに費用はかかりますか	宣言にあたって費用はかかりません。
8	宣言すると、何か義務が発生しますか	義務は発生しませんが、建築物の木造化などの木材利用の推進や、木材利用の効果の見える化などに取り組んでいただくようお願いします。
9	取組状況を報告する必要はありますか	報告義務はありません。なお、今後の取組拡大や情報発信等の参考とするため、取組の進捗や事例の報告をお願いすることがあります。また、SHK制度に基づく温室効果ガスの算定・報告については、可能な範囲で積極的にご活用いただき、木材利用による炭素貯蔵効果の「見える化」を進めていただくようお願いします。
10	宣言にあたって、具体的な取組計画の提出は必要ですか	具体的な計画の提出は必要ありません。なお、今後の参考のために、取組状況について伺う場合があります。

No.	質問	回答
11	当面、木造化の予定がない場合でも宣言できますか	今すぐ具体的な計画がなくても、趣旨に賛同し、今後取り組む意向があれば宣言していただけます。
12	すでに木造建築に取り組んでいる場合でも、宣言できますか	現在または過去に取り組んでいる場合でも、趣旨に沿って宣言していただけます。
13	建築物の木造化でなく、内装木質化や木製什器の利用等であっても宣言できますか。	内装木質化や什器への木材利用等の場合でも、趣旨に沿って宣言していただけます。
14	SHK制度を活用するには、専門的な知識が必要ですか	SHK制度の改正に伴い、木材利用による炭素貯蔵量の算定や報告に関する資料や手引きをご用意する予定です。分かりやすい形で情報提供を行っていきます。
15	SHK制度の対象となっていない者でも宣言できますか	SHK制度の対象でない場合でも、宣言することができます。SHK制度の活用に限らず、木材の利用やその効果の見える化に取り組む意思があれば、どなたでも趣旨に沿って宣言いただけます。
16	宣言した自治体や企業はどこで紹介されますか	林野庁のウェブサイトで、宣言した自治体・企業等の一覧を順次公開していく予定です。
17	宣言したことを、自分たちのウェブサイトや広報資料で発信してもいいですか	宣言を行ったことを地域や関係者に広く知らせることで、取り組みの輪が広がります。ぜひ発信してください。
18	宣言の発信に当たって、宣言文に署名してもよいですか	署名いただけます。署名用データを林野庁のウェブサイトに掲載していますのでご活用ください。
19	宣言に有効期限や更新手続きはありますか	有効期限や更新手続きは設けていません。取り組みを継続的に進めていただくことを期待しています。
20	宣言後の活動に参考となる情報について、林野庁からの情報提供はありますか	宣言した方々には、関連制度や取組事例、補助事業等の公募状況などの情報を随時ご案内します。
21	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(通称:都市(まち)の木造化推進法)に基づく「都道府県方針」・「市町村方針」や「建築物木材利用促進協定」との違いは何ですか	「都道府県方針」・「市町村方針」は、都道府県及び市町村が、区域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項や公共建築物における木材の利用等の目標を定めるものです。また、「建築物木材利用促進協定」は、国または地方公共団体と企業等との間で個別に締結される協定であり、木材利用に関する具体的な構想を策定し実行する枠組みです。一方で、宣言は、企業や自治体が木材利用の推進に向けた意思を自主的に表明するものであり、建築物の木造化などの木材利用や温室効果ガス削減への取組姿勢を社会に発信いただくことを目的としています。
22	募集の終了期限はありますか	募集の終了期限は設定いたしません。

No.	質問	回答
23	宣言文の中にあるロゴマークについて使用したいのですが、手続等は必要でしょうか。	<p>このロゴマークは、「ウッド・チェンジロゴマーク」と言います。</p> <p>是非ご活用をいただきたいところお手数ですが、使用される場合には、申請手続きが必要(※)になります。 詳しくは、下記の林野庁WEBページをご覧ください。</p> <p>https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/wood-change-logo.html</p> <p>※宣言の宣誓書の内のロゴマークは、手続き不要。</p> <p>(補足) ページ内の登録フォームに入力することで、使用申請が可能。 ページ内では、ロゴマークデータのダウンロードと使用規程及びガイドラインの確認が可能。</p>